

# 今後のスケジュール

10月～

## 「通知カード」が届く

住民票の住所に、マイナンバーが書かれている「通知カード」が郵送されます。住民票の住所と異なるところに住んでいる人は、現在住んでいる市町村へ住民票を移してください。

## 「住民基本台帳カード」は12月で発行終了

「住民基本台帳カード」は、12月で発行を終了します。有効期限まで利用できますが、「個人番号カード」と「住民基本台帳カード」は、引き換えに交付されるため、両方を同時に持つことはできません。

## 通知カードとは…

マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されたカードです。

顔写真の表示がないため、本人確認のために利用するときには、別に顔写真入りの証明書などが必要になります。

平成28年  
1月～

## マイナンバー利用開始

社会保障や税、災害対策の手続きでマイナンバーの利用が始まります。「通知カード」と一緒に送付された書類で申請すると、「個人番号カード」が交付されます（初回無料）。

## 個人番号カードとは…

顔写真の表示とともに、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに記載された電子証明書で、国税電子申告などの電子申請を行うことができます。

見本



平成29年  
1月～

## 国の行政機関の間で情報連携が開始

### マイナポータルが利用開始

自宅のパソコンからマイナンバーの提供履歴など、さまざまな情報を取得できます。

平成29年  
7月～

## 地方公共団体なども含め、情報連携が開始

## マイナンバーについて

詳しくはこちらへ  
マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178

受付時間 午前9時30分～午後5時30分  
(土・日・休日・年末年始を除く)

◆マイナンバーポータルサイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれのある場合を除いて、変更されることはありません。制度がスタートしたら、マイナンバーを大切に管理してください。

## マイナンバーを大切に！

マイナンバー制度は、安心・安全な仕組みです。法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集や保管は禁止されています。また、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集するときには、本人確認が義務付けられています。



# マイナンバー

平成28年1月  
スタート!



## マイナンバーとは？

国民1人ひとりが、1つ持つ12桁の番号です。マイナンバーの活用により、国や市などの複数の機関の情報連携がスムーズになります。10月から、みなさんのお手元にもマイナンバーが届きます。知っている人もあまり知らない人も、マイナンバー制度の内容を改めて確認しましょう。

★企画課 ☎1157

## 3つのメリット

### 面倒な手続きが簡単に

各種申請時に必要な住民票などの添付書類を削減できるようになり、手続きが簡単になります。

### 手続きが正確で早くなる

複数の機関に存在する情報が同じ人のものであることを確認しやすくなるため、確認作業や入力作業などが削減され、手続きがスムーズになります。

### 公平・公正な社会へ

所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになり、本当に行政サービスが必要としている人に、きめ細かなサービスの提供をすることができ、また、不当な給付を受けることや、必要な負担を免れることを防ぐことができます。

## どう使うときに使うの？

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の各分野の手続きでマイナンバーが必要になります。マイナンバーはそれぞれの分野の中でも、法律や条例で定められた手続きにだけ利用されます。

## 社会保障



- 雇用保険の確認や給付
- 医療保険の給付
- 生活保護・児童手当などの福祉分野の給付 など

## 税



- 税務署に提出する確定申告書、届出書、調書などの作成
- 税務署の内部事務 など

## 災害対策



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

## 例えば

### こんな 手続きで…

- ◎児童手当の現況届
- ◎厚生年金の請求
- ◎国民健康保険被保険者の資格取得届

→従来よりも添付書類が少なくなります。